

焼津商工会議所、大井川商工会及び静岡福祉大学との  
包括連携に関する協定書

本協定締結の証として本書3通を作成し甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各1通を  
保有する。

焼津商工会議所（以下「甲」という。）、大井川商工会（以下「乙」という。）及び  
静岡福祉大学（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

平成29年12月21日

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の綿密な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 地域活性化に関すること。
- (3) 教育・人材育成に関すること。
- (4) 人的交流の推進に関すること。
- (5) その他相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

2 前項各分野において連携・協力を推進するに当たり、その方策等については必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲、乙及び丙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。  
ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲、乙又は丙から改廃の申し出がないときは、更に3年間更新するものとする。

（協議）

第5条 本協定に定める事業について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して決める。

（甲） 焼津市焼津4丁目15番24号  
焼津商工会議所

会頭

久野 庄一

（乙） 焼津市宗高900番地  
大井川商工会

会長

柳原 幸次

（丙） 焼津市本中根549番地の1  
静岡福祉大学

学長

太田 晴康